

佐八酒消組総第652号  
平成20年3月21日

佐倉市八街市酒々井町消防組合

監査委員 大川靖男様

監査委員 越川廣司様

佐倉市八街市酒々井町消防組合

管理者 長谷川健一

平成19年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果に基づく  
措置について（通知）

地方自治法第199条第12項の規定により、平成19年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果に基づく措置について別紙のとおり講じましたので通知します。

平成19年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果に基づく措置

(1) 総務課

留意及び改善を要する事項		検討し改善する内容
ア 出納員その他の会計職員について	<p>会計管理者の事務を補助させるために出納員その他の会計職員を置くことになっていきますので、現金の出納若しくは保管など会計事務に当たる職員については、個々に任命しておく必要があります。</p>	<p>現金の出納、若しくは保管につきましても、分任出納員以外にも現金取扱員の指定を行い、適正な取扱いを実施します。</p>
イ 職員手当等について	<p>全庁の人件費のうち、職員手当等については、前年度同期と比較して大幅に減少しています。これは、本年度から災害活動手当などの特殊勤務手当が廃止されたことによるものです。</p> <p>一方、時間外勤務手当は増加しています。これは火災などの発生時間によるものと思われませんが、今後とも適切な人事管理のもとで職員の健康管理の面から時間外勤務の縮減に努めてください。</p>	<p>時間外勤務については現在も縮減に努めておりますが、さらに縮減に努めてまいります。</p>
ウ 契約事務の適正化について	<p>総務課所管の事業の契約方法については、大部分が随意契約と指名競争入札により行われていますが、本年度より一部事業について、制限付き一般競争入札が導入されています。</p> <p>随意契約や指名競争入札は、法令上、例外的な契約方法です。これらの契約方法をとる場合は、その選択して理由と根拠</p>	<p>契約方法につきましては、平成19年6月より制限付き一般競争入札を導入いたしました。今後とも契約につきましては、透明性、競争性及び公平性の確保に努めてまいります。</p>

	<p>を明確にしておく必要があります。</p> <p>今後は、一般競争入札制度の導入拡大など契約事務の適正化について、一層の努力をしてください。</p>	
エ 手数料などの公金(現金)の管理について	<p>総務課で取り扱っている公金(現金)は、情報公開手数料などの手数料のほかに、交際費などの前渡資金があります。これらの公金については、取り扱い職員を定め、確実な方法により保管し、定められた手続きにより適正に取り扱ってください。</p>	<p>現金の取扱いについては、「ア」でも述べましたとおり現金取扱員を指定して適切な取扱いを実施します。</p>
オ 消防庁舎について	<p>消防庁舎のうち、八街消防署や佐倉消防署角来出張所は、建物の老朽化や狭隘などが課題となっています。</p> <p>中でも佐倉消防署角来出張所は、地盤沈下や雨漏りがあり、耐震性にも課題があるといわれています。</p> <p>今後の改修計画については、受持区域の見直しなども考慮し、長期的な展望のもとにそのあり方を検討してください。</p>	<p>佐倉消防署角来出張所は、大規模な改修工事、又は同出張所の廃止等の検討を含め、構成市町と早期に協議します。</p> <p>八街消防署庁舎(竣工昭和47年11月)については、狭隘で老朽化も進み、また昭和56年5月31日以前に建築され、新耐震基準を満たしておりません。また、八街市に「消防用地の確保及び庁舎の建設等について(平成14年5月30日付け)」の要望書を提出していることから、今後、耐震診断の実施及び新庁舎の建設、また建て替え等の検討を八街市と協議してまいります。</p>

		他の消防庁舎については、昭和56年5月31日以前に建築した、神門出張所、八街南部出張所及び酒々井消防署庁舎を含めた耐震診断の実施、また老朽化の進行に伴う改修工事等についても、今後、庁舎に関する整備計画（案）等を作成して実効性のある改修について検討してまいります。
--	--	---

(2) 企画課

ア 資金前渡職員の指定について	職員の研修負担金については、支出の取り扱いが総務課となっていますが、今後これは職員研修の所管課である企画課職員の中から資金前渡職員を指定し、企画課で取り扱うように見直しをしてください。	実施できるよう総務課及び出納室と協議、調整いたします。
イ 職員の健康管理について	職員の健康管理については、定期健康診断などを実施していますが、特にメンタルヘルスの充実について、専門家による研修や相談機能の充実に努めてください。	定期健康診断につきましては、平成20年度から特定健康診査及び特定保健指導についても進め、職員の健康管理に配慮してまいります。 メンタルヘルスにつきましては、講習会を開催するなどして知識の取得等に努めております。また、外部専門機関にメンタルヘルス相談を委託し、職員のメンタルヘルスに配慮しておりますが、メンタルヘルスを含

		めた職員の健康管理をさらに進めてまいります。
ウ 契約事務の適正化について	<p>企画課所管の事業の契約方法は、随意契約により行われていますが、これは法令上、例外的な契約方法です。この契約方法をとる場合は、その選択した理由と根拠を明確にしておく必要があります。</p> <p>他部門においては、本年度から一般競争入札制度の導入がされていますので、今後とも契約事務の適正化について、一層の努力をしてください。</p>	ご指摘のとおり対処します。